

令和4年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

3. 二酸化炭素吸収源対策

(1) 森林整備の推進

③ 森林環境譲与税を活用し森林整備を実施する市町村への支援

(1) 事業目的

経営管理が十分でない森林を、市町村を通じて林業事業体に再委託し、適正な経営管理を行う「森林経営管理制度」が令和元年度から始まり、必要な財源は「森林環境譲与税」を活用することとされました。

市町村が早期に自立して制度を運用できるようにするため、市町村の職員育成や体制強化を図ります。

(2) 取組状況

制度を運用する市町村に林業の専門技術職員がいないことから、市町村が設置している「森林経営推進センター」に県から技術職員を派遣し、市町村業務のサポートを行っています。

令和3年度は地域協議会や個別協議等を通じ市町村への技術支援を行い、本制度に基づき、経営管理権及び経営管理実施権の設定を行いました。

《用語解説》

※1 森林環境譲与税

平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、「森林環境税」（令和6年度から課税）及び「森林環境譲与税」（令和元年度から譲与）が創設されました。森林環境譲与税は、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 森林整備課 林業課	0852-22-5179